

# 13府県ふっこう周遊割のご案内(鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費(宿泊客による申請分)補助金)

鳥取県観光交流局観光戦略課

## 13府県ふっこう周遊割(鳥取県)のご案内

鳥取県では、国からの補助を受けて、被災地のうち2泊以上旅行する方の宿泊料を補助しています。

補助金は、宿泊客ご本人に申請していただく必要がありますので、以下の申請方法をご確認の上、申請してください。  
※なお、他県での宿泊分については、その県が設置している「ふっこう周遊割事務局」に申請してください。

## 13府県ふっこう周遊割(鳥取県)の申請について

この宿泊は、JTB・日本旅行・近畿日本ツーリストやじゃらん・楽天等の旅行代理店を経由して予約されていますか。

Yes

No

申し込まれたツアーの宿泊料金は、「13府県ふっこう周遊割」を活用して予め割引された金額になっていますか。

この宿泊は、お客様が旅館・ホテルに直接予約されましたか。

Yes

No

Yes

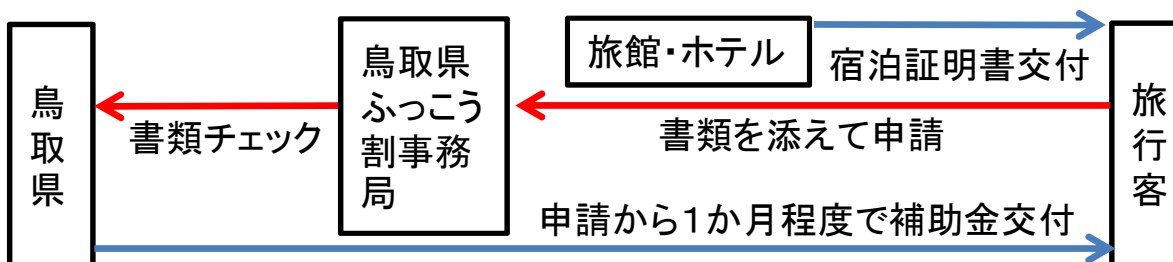
No

お客様ご自身の申請手続きは必要ありません。

宿泊証明書、領収書を添えてお客様ご自身が申請してください。

ご不明な点は、ふっこう周遊割事務局にお尋ねください。

## 13府県ふっこう周遊割(鳥取県)の申請の流れ



## 申請方法について

### 1. 申請者

申請者は、宿泊されるお客様ご本人です。

### 2. 申請方法

「鳥取県平成30年7月豪雨観光支援事業費(宿泊客による申請に係る)補助金交付申請書」に以下の書類を添えて申請してください。

### 3. 添付書類

- (1) 旅行者一覧(お名前とご住所の分かるもの)(様式自由)
- (2) 申請する旅行で宿泊する12府県及び鳥取県の宿泊先の一覧(名称・所在地・電話番号・宿泊日)(様式自由)
- (3) 鳥取県内分の宿泊証明書(原本)  
(お客様ご自身で必要事項を記入し、宿泊先の証明を受けてください)
- (4) 鳥取県内分の宿泊料を証明する領収書(写し)
- (5) 鳥取県内宿泊前後に鳥取県を含む13府県のいずれかで宿泊したことを証明する宿泊証明書(写し)
- (6) 口座振込依頼書

## (1) はじめに

この申請は、ご家族やご友人のグループ等で同一の行程で旅行される方であれば、複数人でも1枚の申請書で申請可能です。その際は、代表して申請された方の口座に補助金が振り込まれますのでご承知ください。

## (2) 宿泊証明書について

補助金のお支払いに必要な宿泊証明書の発行は、宿泊施設の任意となりますので、ご予約時に予め宿泊証明書発行が可能か、お客様ご自身で宿泊施設に確認してください。

### (3) 申請書について

- ・申請書の記入方法は、記入例をご確認ください。(記載いただくのは5か所です)ご不明な点は、鳥取県ふっこう周遊割事務局にお尋ねください。

(お問合せ先)鳥取県ふっこう周遊割事務局(JTB岡山ビル)  
電話:086-232-6525  
時間:10時~17時(平日のみ)

### (4) 添付書類について

- ①旅行者一覧:申請の重複等を防ぐために必要です。
  - ・旅行者のお名前とご住所の分かる書類を添付してください。  
様式自由です。
- ②行程(宿泊先)表:申請の重複等を防ぐために必要です。
  - ・宿泊先を明記した行程がわかる資料を添付してください。
  - ・宿泊する10府県のいずれか及び鳥取県の宿泊先の一覧(名称・所在地・電話番号・宿泊日)が明記されていれば、様式自由です。「事務局様式6」も参考にしてください。
- ③宿泊証明書・領収書:補助金お支払いの根拠資料です。
  - ・宿泊証明書様式に、必要事項(予約日、宿泊期間、宿泊人数、宿泊者名)を記入のうえ、宿泊先にお持ちいただき、宿泊施設に宿泊証明書の交付(押印)を依頼してください。
  - ・申請の際は、鳥取県内宿泊分の宿泊証明書(申請者全員分)原本と、宿泊が連続していることを証明できる鳥取県を含む13府県の宿泊分の宿泊証明書写し、及び鳥取県内宿泊分の領収書写しを添付してください。

### (7) 口座振込依頼書

- ・口座振込依頼書の記入方法は、記入例をご確認ください。
- ・口座情報に誤りがあるとお支払いができませんので、記入の際は記載内容をご確認いただきますようお願いいたします。

※お預かりした個人情報は本補助金に関する事務にのみ使用します。